

香川県広域水道企業団公報発行規則をここに公布する。

平成29年11月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団規則第1号

香川県広域水道企業団公報発行規則

(趣旨)

第1条 香川県広域水道企業団（第5条において「企業団」という。）の発行する公報については、香川県広域水道企業団公告式条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第1号。以下「公告式条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(題号)

第2条 前条の公報は、香川県広域水道企業団公報（以下「企業団公報」という。）と題する。

(発行)

第3条 企業団公報の発行は、定期及び号外の2種とする。

2 定期発行は、毎週火曜日及び金曜日に行う。ただし、発行日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、発行しない。

3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前項ただし書の休日を除く。）には、定期の発行は行わない。

4 号外発行は、企業長が特に必要と認めるときに行う。

(掲載事項)

第4条 企業団公報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、告示又は公告のうち、企業長が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 企業管理規程
- (4) 告示
- (5) 公告

(6) 前各号に定めるもののほか、企業長が特に必要と認めるもの

2 告示又は公告のうち諸表、図面、別紙、別冊等で複雑又は企業団公報への掲載が不適当なものについては、当該掲載を省略し、原本又はその写しを関係箇所に備え置いて縦覧に供することにより、当該掲載に代えることができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第5条 公告式条例第5条第1項に規定する情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置)

第6条 公告式条例第5条第1項に規定する不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

(閲覧)

第7条 公告式条例第5条第3項の規定により書面をもって発行した企業団公報は、事務局に備え置いて一般の閲覧に供する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。